

令和6年志木市議会12月定例会提出議案等概要（追加）

総合行政部行政管理課 法務グループ

9	<p>第75号議案 令和6年度志木市一般会計補正予算（第7号）（財政課）</p> <p>要旨 今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億2,666万5千円を追加し、 予算総額を322億7,077万4千円とする。</p> <p>1 歳入</p> <p>(1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 2億2,674万円 (2) 子ども・子育て支援交付金 9千円 (3) ファミリー・サポート・センター事業費補助金 9千円 (4) 財政調整基金繰入金 9,990万7千円</p> <p>2 歳出</p> <p>(1) 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業 2億2,679万1千円 (2) 給与改定に伴う職員人件費 9,987万4千円</p> <p>3 債務負担行為の追加</p> <p>4 補正後の財政調整基金の残高 23億5,326万9千円</p>
10	<p>第76号議案 志木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）</p> <p>1 提案理由 人事院勧告を踏まえた職員の給与の改定、扶養手当の見直し等をしたいので、地方公務員法第24条第5項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 給料の改定 平均3.0パーセントの引上げ</p> <p>イ 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定 4.50月 → 4.60月</p> <p>ウ 扶養手当の見直し</p> <p>エ 通勤手当の支給限度額の引上げ</p> <p>オ 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大</p> <p>カ 定年前再任用短時間職員等への支給手当の拡大</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>ア及びイ 公布の日（令和6年4月1日から適用） ウからカまで 令和7年4月1日</p>

1 1	<p>第 7 7 号議案 志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）</p> <hr/> <p>1 提案理由 一般職員の給与改定を踏まえた特別職員等の期末手当の額を改定したいので、地方自治法第 2 0 4 条第 3 項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨 (1) 内容 期末手当の支給割合の改定 4. 4 0 月 → 4. 5 0 月</p> <p>(2) 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日</p>
1 2	<p>第 7 8 号議案 志木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（上下水道総務課）</p> <hr/> <p>1 提案理由 人事院勧告を踏まえた企業職員の扶養手当の見直し等をしたいため、地方公営企業法第 3 8 条第 4 項の規定により提出する。</p> <p>2 要旨 (1) 主な内容 ア 扶養手当の見直し イ 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大</p> <p>(2) 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日</p>
1 3	<p>報告第 1 1 号 専決処分の報告について</p> <hr/> <p>内容 自動車事故に係る損害賠償請求事件 支払額 1 1 0, 4 4 0 円 （うち保険補填額 1 1 0, 4 4 0 円 責任割合 1 0 0 %）</p>